

# 国産木材活用に関するアンケートについて

令和 5 年 7 月 3 日

全国知事会 国産木材活用プロジェクトチーム

# アンケートの目的・調査内容

## 目的

- PT の活動の進捗状況の可視化に向けて、各都道府県の実施状況を具体的に確認する
- 各都道府県が特に注力する取組分野を明確化し、かつ、対外的に発信することで、国産木材の活用促進を図る

## 調査内容

1. 各都道府県における「国産木材需要拡大宣言（10 項目）」それぞれの取組状況について（令和4年度）
  - ① 取組を実施しているかどうか
  - ② 宣言発表（R1.7）前と比較して、取組を強化（新規・拡充）しているかどうか⇒している場合、その取組内容
2. 各都道府県における令和5年度以降に力を入れて取り組む事項について
  - ① 宣言項目 1～10 から1つ以上選択
  - ② 選択した項目に関する取組予定の内容について（概要：1～2行程度）

# 「国産木材需要拡大宣言」それぞれの取組状況

- 国産木材の需要拡大に向け、各自治体の皆さまには精力的に取り組んでいただいている
- 一方、国産木材活用の製品導入や市区町村との連携等、施策強化の余地のある（好事例の横展開が求められる）項目も見られる

宣言項目	内容	取組自治体数	うち強化している自治体数
1	自らが整備する公共建築物等について、率先して国産木材の利用に努める。	47	30
2	自らが使用する備品や消耗品などについて、国産木材を活用した製品の導入・活用に努める。	47	23
3	木塀の設置など、これまで活用が進んでいなかった分野での国産木材の活用に努める。	43	23
4	市区町村における国産木材の活用について、ニーズの把握や助言を行うなど、緊密な連携に努める。	47	29
5	国産木材の活用に関する地域住民の理解が深まるよう、教育活動や広報活動等の充実に努める。	47	32
6	施主となる民間事業者等における国産木材の利用拡大に向けて、積極的な働きかけを行うよう努める。	45	36
7	非住宅建築物における国産木材の活用拡大を担う建築士等の育成に努める。	44	34
8	国産木材活用の可能性を広げる新たな製品・技術の研究開発や普及に努める。	47	28
9	国産木材の需要拡大の取組を推進するため、加工流通施設の能力強化や効率的なサプライチェーンの構築など、安定供給体制づくりに努める。	47	34
10	国産木材の利用拡大や森林整備に資する意義を踏まえ、花粉発生源対策の推進に努める。	45	24

# 【参考】令和5年度以降に注力する事項（都道府県ごと個別）

自治体名	宣言項目	内容
北海道	6	道産木材の需要拡大が図られるよう、「HOKKAIDO WOOD」ブランドを活用し、住宅や民間建築物等における道産木材の利用促進に取り組む。
青森県	6	・県産材利用建築主（企業等）の認定・表彰制度の創設 ・建築主（企業等）を対象とした建築物の木造化・木質化に関するセミナーの開催
	7	・県内建築士を対象とした県産材利用に関するセミナーの開催 ・非住宅建築物における県産材利用ガイドブックの製作
岩手県	6	県産木材の積極的な利用を宣言する民間企業の登録や、民間商業施設の木造化等への支援により、非住宅分野における県産木材の利用促進を図る。
宮城県	1	県が改定した木材利用推進方針に基づき、建築物の建設計画のある部局との実務者会議を行い、施設の木造化を推進する。
	8	宮城県CLT等普及促進協議会との連携し、CLT等と複合的に活用できる新たな県産材製品の開発やユニット化を推進する。
秋田県	9	県外工務店等を「あきた材パートナー」として登録し、県産材を使用した住宅や普及活動に対して支援を行う。また、高品質スギ大径材から生産される内装材等について、首都圏展示会への出展等によるプロモーションと、当該製品を使用し県産材のPR拠点となりうる県外モデルハウスへの支援を通じて、県産材の新たなブランドの確立を図る。
山形県	7	民間施設や中大規模施設の木造化に取り組む建築士に対する実務的な講習会を開催
福島県	8	県産材の需要拡大に向け、新たな木材利用に係る新技術・新製品の開発や販路拡大に資する取組を支援する。
茨城県	6	非住宅分野における県産木材の需要拡大を図るため、モデル建築物に対する補助を実施
	9	素材生産・加工・流通からなるサプライチェーンの強化

# 【参考】令和5年度以降に注力する事項（都道府県ごと個別）

※前ページから続く

自治体名	宣言項目	内容
栃木県	1	令和6年4月開校予定の栃木県林業大学校について、オール県産木材（とちぎ材）による木造モデル施設として整備することにより、その他の建築物の木造化への波及に繋げる。
群馬県	5	木育インストラクターの養成（年度末までに30名） 県産木材を使用した木製品展示会開催（年度末までに1回開催） WOODコレクションへの出展、MOCTIONでの展示などのほか、様々な展示会に出展し、積極的に広報活動に努める。
	7	木造ZEBの建築に対し支援（年度末までに1施設）
埼玉県	7	製材工場や伐採現場などの現地見学会、バスツアーを建築士等を対象に実施する。また、木造公共施設を整備する予定のある市町村等に対して個別具体的なアドバイスを実施していく。
千葉県	6	公共建築物等の多くの県民の目に触れる展示効果の高い施設における内装の木質化や木製品の導入経費に対する助成を行う。
東京都	6	・民間住宅の施主に対し、多摩産材など国産木材の利用量に応じて東京特産物等と交換可能なポイントを交付 ・大臣認定取得費及びスプリンクラー設備等の設置費の補助について、補助制度を活用した構造木質化事例の紹介等を通じて、木材利用促進に係る取組の普及啓発を推進する。
	8	全国と連携し、WOODコレクション（モクコレ）及びJAPAN ReWOODを開催する。
	9	伐採搬出作業の効率化に向け、国内外の林業先進技術の導入を支援する。
神奈川県	6	今年度立ち上げた「神奈川県まちのもり創出事業補助金」を周知し、民間事業者の木材利用に関する取組を促進させる。
新潟県	5	脱炭素社会の実現に貢献する「県産材利用」を拡大するため、県産材利用の効果や意義をわかりやすく紹介する。
富山県	6	令和5年度に、行政、経済、建築、木材団体等の関係者が一堂に参画する「富山県ウッドチェンジ推進協議会」を新たに設置し、情報共有や意見交換、実態調査等を行うことにより、民間施設での木材利用推進を図ることとしている。

# 【参考】令和5年度以降に注力する事項（都道府県ごと個別）

※前ページから続く

自治体名	宣言項目	内容
石川県	6	県産材を利用した民間施設に対して助成を行うことで、民間事業者に国産木材の利用拡大を働きかける。
福井県	6	企業における県産材利用を推進する「ふくいウッドチャレンジ推進ネットワーク」により、木造建築や木質空間の提案、木材を活用した商品開発における専門的助言など、県産材利用を進める企業のニーズに対応し、利用を推進する。
	9	大型加工工場の誘致を推進する。
山梨県	9	木材の生産から加工、建築にかかわる企業グループに対し支援を行うことで、県産材利用のサプライチェーンの強化を行う。
長野県	8	信州ウッドコーディネーターを配置し、都市部を中心に県産材製品の販路拡大を図るとともに、木材加工事業者における水平連携や、川上から川下までの垂直連携を推進します。
岐阜県	6	県民や企業の木材利用への理解の醸成を図るため「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例」（令和4年12月20日岐阜県条例第45号）に基づき、「県産材利用促進協定制度」や「炭素貯蔵量の認証制度」、「表彰制度」を設け、民間事業者等における積極的な県産材利用を促進する。
静岡県	6	R4年度に住宅及び非住宅分野の助成対象を拡大。引き続き、制度の周知を図り、品質の確かな県産材製品の利用を一層促進する。
愛知県	6	公共建築物だけでなく、広く民間建築物において木造・木質化を推進する。2025年度目標として、県産木材の利用及び供給量を18.0万m <sup>3</sup> /年とする。
三重県	7	中大規模建築物の木造・木質化の設計・提案ができる建築士等の育成
滋賀県	4	市町の木材利用方針の変更を促すとともに、県の実施する木造建築セミナーへ市町担当者の参加を募り、具体的な施設整備の計画や設計等に対して、木造化促進アドバイザーによる助言を実施していく。また、木材や木製品の調達については製品流通調整員による調整を実施していく。

# 【参考】令和5年度以降に注力する事項（都道府県ごと個別）

※前ページから続く

自治体名	宣言項目	内容
京都府	3	住宅建築物における梁などの横架材に関して、外材から府内産木材への転換を推進する。
大阪府	4	民間施設での府内産木材の利用促進を図るため、民間施設における木質空間整備事業を開始
兵庫県	5	県産木製品の販売業者である「ひょうご木製品マイスター」が行う県産木製品を通じて木の良さを伝える活動を支援することで、県産木材利用の普及啓発を行う。
	7	県産木材を活用した非住宅建築物を設計提案できる建築士を養成する講座を開設する。(累計60名養成(20名/年ずつ3年間養成))
奈良県	7	市場環境の変化への適応を目的としたマーケティング分析を行うとともに、非住宅木造建築の設計・施工・木材加工・品質管理に関わる技術者等を育成する。 ※関連指標「産業用建築物の木造率（奈良県）」R1：10% → R7:16%
和歌山県	7	建築士等の木材利用に向けた技術や意識向上を図るため、非住宅建築物の木造・木質化に関する解説書の配布や専門家による講演会等を開催
鳥取県	5	木育インストラクター養成講座を開催する（年度末までに3回実施予定）
	6	民間非住宅建築物における木造化、内外装木質化を促進する。
島根県	9	県の企業立地制度等を活用し、製材工場の新設や規模拡大を支援

# 【参考】令和5年度以降に注力する事項（都道府県ごと個別）

※前ページから続く

自治体名	宣言項目	内容
岡山県	3	木造化率が低位である中大規模建築物や非住宅建築物での木造化・木質化を促進し、県産材の需要拡大を推進する。
	7	民間事業者等と締結した建築物木材利用促進協定により、県産材の利用拡大に向けて情報交換等を行い連携していく。また、県建築士会との協定を踏まえ、引き続き、市町村や民間事業者等への木造建築普及セミナーの実施や県産材サポート窓口を設置するとともに、新たに木材の需給調整の助言等をサポート窓口に加え、中大規模建築物への県産材利用を促進する。（3・4含む）
	10	木材資源として利用期を迎えているスギ・ヒノキ人工林の伐採に併せて、跡地への少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えを促進するため、少花粉スギ・ヒノキコンテナ苗生産への新規参入やコンテナ苗生産機械の導入に対して支援を行っている。
広島県	6	建築士からの設計に関する技術的な相談や施主等からの木造化・木質化に対する相談にきめ細かく対応するための相談窓口を設置。
	7	木造に関する知識・技術を習得したい建築士や大学等で木造に関する学習機会の少ない建築系学生を対象に講座を開催。
	8	付加価値の高い県産材の需要を創出するため、デザイナーとのコラボレーションや産学連携を通じた県産材製品を開発する取組を支援。
山口県	6	住宅・事業用建築物への支援や専門人材の育成、普及啓発等の取組により、民間建築物における新たな県産木材の需要を創出し、さらなる県産木材の利用拡大を推進する。
徳島県	4	新たに作成した、木造建築支援マニュアル等を活用し、市町村の担当者に個別に木造化について理解を深める取組を進める。
	5	県内にある木育ひろばをリニューアルするとともに、新たな設置箇所を整備することで、県民への木育への理解を勧める。



# 【参考】令和5年度以降に注力する事項（都道府県ごと個別）

※前ページから続く

自治体名	宣言項目	内容
香川県	9	県産木材の安定供給に向け、加工流通体制の強化に取り組む。（新たな木材加工施設の整備）
	10	成長に優れ花粉症対策に対応した苗木の供給体制の整備を推進する。
愛媛県	6	C L T等愛媛県産材の利用促進を図るため、新たな建築物木材利用促進協定の締結による需要拡大を目指すとともに、高度な知識を有する設計技術者の育成と二級建築士を目指す若者への普及活動を行う。
高知県	1	新たに建築する県有施設のうち、基準内施設は原則100%木造化 新たに建築する施設では、原則100%内装木質化を目指す。
福岡県	5	県産木材のある暮らしを実現し、更なる木材の需要拡大を図るため、商業施設等における木製玩具の導入や、ライフスタイルに合わせたデザイン性の高い家具の展示販売を支援する。
佐賀県	6	令和5年度は、非住宅建築物における木造・木質化を推進する「さがの木の建築推進協議会」が、木造・木質化に係る「相談窓口」を設置するため、県はその取組に対して支援し、民間事業者等に対して木材利用の働きかけを積極的に実施する。
長崎県	6	非住宅において木造・木質による建築を推進する。 「木造・木質化アドバイザー」派遣による木造・木質化件数の増。
熊本県	9	製材加工施設において、デジタル技術を活用した省力化・効率化を推進するため、基礎知識の習得や意識改革を図るための研修会を開催するほか、個別のDX化に向けた事業計画の作成を支援する。
大分県	5	民間による非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、改正木材利用促進法に基づく協定を締結した民間事業者が整備するモデル的な建築物の木造化・木質化を支援する。（令和5年度末までに1箇所整備予定）

# 【参考】令和5年度以降に注力する事項（都道府県ごと個別）

※前ページから続く

自治体名	宣言項目	内容
宮崎県	5	木材の良さや利用することの意義について、県民の理解と認識を深め、木材利用に繋げるため、木づかい県民会議による普及啓発活動を行うとともに、県民会議内の「木育ネットワーク部会」を活用し、木に触れる機会を提供するなど、森林・林業・木材、環境について分かりやすく県民に伝える木育活動の強化を図る。
鹿児島県	5	木材や木製品とのふれあいを通じて、木材の良さや利用の意義を子供の頃から学ぶため、木育インストラクターを養成し、木育を推進するとともに、インストラクターが使用する木育教材の整備・貸し出しを引き続き行う。 【取組状況】 ・木育インストラクターの養成 52人(R4年度末) ・木育教材「かごもく」の追加整備（3種類）や木育で使用する「紙芝居」の整備(R4年度)
	6	民間建築物における木材の利用を促進するため、県と木材・建築関係者等との間で「都市の木造化推進法」に基づく協定を2件締結 【締結者】 ・山佐グループ5社 ・(一社)鹿児島県林材協会連合会
	9	中高層建築物や非住宅建築物における県産材の利用拡大を促進するため、品質や性能が確かなJAS製材品の生産体制の整備方針を策定(R4年度) ・生産目標 JAS構造用製材生産量 14,000m <sup>3</sup> /年 (R8年度) ・JAS構造用製材の認証取得 6工場 (R7年度)
沖縄県	5	木育キャラバンの実施や、首里城復興イベントと連携した県民への木育イベントの実施を予定している。